

政府による日本学術会議第 25 期新規会員任命見送りによる
学術の独立性毀損に関する声明

2020 年 12 月 1 日

一般社団法人 日本医学会連合 会長 門田 守人
一般社団法人 日本歯科医学会連合 理事長 住友 雅人
公益社団法人 日本薬学会 会頭 高倉 喜信
一般社団法人 日本看護系学会協議会 会長 小松 浩子

日本学術会議法（昭和 23 年 7 月 10 日公布）前文には、「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」との崇高な理念が掲げられている。さらに、その「職務及び権限」について、日本学術会議法第三条は「日本学術会議は、独立して左の職務を行う。一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。」と明確に日本学術会議の独立性を定めている。これに則り、日本学術会議には幅広い学術分野の第一線の科学者が集結し、自由に多様な意見交換を行うことで、学術の進歩に寄与し、総合的、俯瞰的な視点から行政や社会に声明、提言等を発出して社会的課題の解決に貢献することを重要な使命としてきた。

しかしながら、今般の日本学術会議第 25 期新規会員任命における政府の介入は、同会議の独立性を毀損するものである。さらに、このような介入が、開かれた議論もなく、従来の方針を覆して行われたことは、先人達が過去の反省に立って築いた日本学術会議の理念を国民に見えない形で損なうことのように思えてならない。これは我々、医療に関係する諸学会・団体にとっても看過することができない重大な事案であると考え、日本学術会議の人事を正常化し、独立した活動を可能とするよう、ここに本声明を発出する。